令和3年度

高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭のお母さん・お父さんが、就職するときに国家資格をもっていると有利になります。
資格取得のために学校に通い、その修業期間の生活費を支援することで、生活の負担軽減をし、資格取得・就職がスムーズになるよう支援します。

対象資格

1．看護師（准看護師）
2．介護福祉士
3．保育士
4．理学療法士
5．作業療法士
6．歯科衛生士
7．美容師
8．調理師
9．製菓衛生師
10．その他

令和３年４月１日～令和４年３月３１日に修業を開始するものに関しては、雇用保険制度の教育訓練指定講座（一般教育訓練（情報関係のみ）、特定一般教育訓練、専門実践教育訓練の指定講座）の民間資格も対象になります。

講座を探したい　検索

支給額

	月　額	修了支援給付金
市民税非課税世帯	100，000円	50，000円
市民税課税世帯	70，500円	25，000円

対象となる方

※ひとり親家庭の父又は母であり下記の全てに該当する方

① 児童扶養手当を受給している、又は同等の所得水準にある方

② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、資格取得及び就職が見込まれる方

令和3年4月1日～令和4年3月31日までに修業を開始するものに関しては6か月以上。

③ 仕事又は育児と修業の両立が困難であると認められる方

④ 過去にこの給付金を受給していない方

ご注意ください！

※求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法に定める訓練延長給付金など高等職業訓練促進給付金事業と趣旨を同じくする給付を受けている方、該当見込みの方は対象外になります。

申請について

事前相談（修業開始日の６か月前までに）	これまでの生活歴や修業期間中の資金計画（学費等）及び生活設計、資格取得への意欲や能力、健康状態、当該資格の取得見込みや将来設計等を確認します。
↓ 受験	受験日程や合否結果をご連絡ください。
↓ 支給申請	訓練促進給付金の申請は、修業養成機関入学後に行います。
↓ 審査 可否決定	支給資格の可否の審査を行い、通知します。（認められない場合もあります）

【お問い合わせ先】
うるま市　児童家庭課　母子父子係
ＴＥＬ　９７３－４９８３

※市から養成機関への紹介・あっせんはありません。
※学費等はご自身の負担ですが、自立支援教育訓練給付事業にて、一部支給できる場合があります。ご相談ください。

制度について、ご不明な点があれば気軽にお問合せください♪